

## 「PTA 役員および各種委員選出」の解説と運用

### 【目的】

規約の目的である、「父母と教師とが協力して、家庭・学校及び社会における児童の幸福な成長を図る」の実現のために、その活動の根幹となる PTA 役員および各種委員の選出は重要であり、公平な選出が求められます。

本書は、今回の規約改正のうち「PTA 役員および各種委員の選出」に関する部分を抽出し、規約および新設した細則の条文に解説を付け加えることによって、各文書を補完し、会員のみなさまの理解を深めるものです。

なお、本書は、解説だけではなく運用についても記載しておりますが、運用については、年度ごとの活動内容や情勢によって見直しが必要になる事が考えられます。その都度、会員の皆様の意見を広く取り入れ、本書をより良いものに更新していく事が望まれます。

### 【関係条文】

- ・規約第 10 条、規約第 12 条
- ・細則第 3 条、第 4 条、第 5 条

令和 3 年 4 月

福東小学校 P T A 運営委員会

## 目 次

1. 役員を選出方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 各種委員を選出方法・・・・・・・・・・・・・・・・3
3. 役員および各種委員の選出順序・・・・・・・・6

(巻末資料)

- ・別紙「役員および各種委員選出手順書」

## 「PTA 役員および各種委員選出」の解説と運用

規約・細則（抜粋）	解説
<p><b><u>1. 役員を選出方法</u></b></p> <p><b>規約第 10 条</b></p> <p>1 役員は、毎年、第 5、第 6 学年の正会員より 3 名選出する。ただし、<u>第 6 学年の正会員については、次子が次年度に在籍する者に限る。</u></p> <p>2 役員を選出基準は、別に定める「福東小学校 P T A 役員および各種委員選出基準」による。</p> <hr style="border-top: 1px dashed #000;"/> <p><b>細則第 4 条</b></p> <p>次年度の役員は、次の手順で選出する。</p> <p>(1) 役員は、毎年、3 名を選出する。選出対象者は、次年度に第 5、第 6 学年になる正会員とする。ただし、第 6 学年の正会員については、規約第 10 条第 1 項に該当する者とする。なお、役員選出にあたっては、<u>各地区の地区委員および子供会育成会委員の選出に配慮する。</u></p>	<p>(規約第 10 条第 1 項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 役員は、P T A 組織の最も重要な役職です。高学年が主導して学校活動をより良いものにするという考えは、児童も保護者も同じという観点から、高学年（5、6 年生）の正会員を対象にします。</li> <li>◆ 年度によって正会員数の偏りがあるため、5 年生に加え、6 年生も対象とし、候補者を確保します。</li> <li>◆ 役員任期は 2 年間であるため、6 年生については、2 年目も児童（子）が在籍する正会員に限り対象とします。 (例) 役員 1 年目：6 年生（長子）、 役員 2 年目：1 年生（次子）も対象。 ※自分の子が在籍していないのに役に就くことがないように配慮。</li> <li>◆ 役員の男女構成はできる限り半数としてください。なお、役員が兼務する外郭団体（子供会育成会代表、交通安全協会代表）は、役員の配偶者が登録することができます。</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed #000;"/> <p>(細則第 4 条第 1 項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 選出順序は、役員が優先ですが、各地区で地区委員（正）、子供会育成会委員（正）の成り手がいなくならないように配慮してください。（副）は兼任が可能なので配慮不要です。 (例) 正会員が 2 名の地区から役員が選出されると、地区委員か子供会育成会委員が選出できなくなる。</li> <li>◆ 子供会育成会委員は、規約上は兼任可能ですが、最重要ポストの役員との兼任は原則、避けてください。</li> </ul>

## 「PTA 役員および各種委員選出」の解説と運用

規約・細則（抜粋）	解説												
<p>(2) 役員選出方法は次のとおりとする。</p> <p>1) <u>立候補</u>                      P T A 総会日以降に次年度立候補者を募る。立候補者が多数の場合は、役員立会いのうえ、立候補者間で話し合う。</p> <p>2) <u>互選</u>                      立候補者が定数に達しない場合は、互選により候補者を選定する。互選は、下表の要件の順に、該当する正会員を対象とし、定数に達するまで行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">要件</th> <th style="width: 70%; text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①</td> <td>各種委員等の未経験者</td> <td>地区委員(副)、子供会育成会委員(副)の経験は含めない</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td>各種委員長等の未経験者</td> <td>各種委員の任期回数を考慮する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③</td> <td>各種委員長等の経験者</td> <td>各種委員長等の任期回数を考慮する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 前項で選出した候補者について、<u>運営委員会</u>で適任性を審議して決定し、次年度4月の定期総会の承認を得る。</p>		要件	備考	①	各種委員等の未経験者	地区委員(副)、子供会育成会委員(副)の経験は含めない	②	各種委員長等の未経験者	各種委員の任期回数を考慮する。	③	各種委員長等の経験者	各種委員長等の任期回数を考慮する。	<p>(細則第4条第2項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 立候補についても5,6年生の正会員が対象です。</li> <li>◆ 立候補者が多数で、候補者が話し合いで決定しない場合は、くじ引き、じゃんけんにより決定します。</li> <li>◆ 役員の候補者選定は、立候補によることが最も望ましいですが、決定しない場合は、互選によります。</li> <li>◆ 互選対象者は、公平性を配慮し、これまでのPTA活動の経験に応じてランク分けをします。(経験値が少ない会員ほど候補者に選定)</li> <li>◆ PTA活動の経験は、役員、各種委員に加え、子供会育成会委員も含めます。子供会育成会は別組織のため、PTA規約に人事権限はありませんが、PTA活動と密接に関わりがあるため、各種委員と同等の経験とみなします。</li> <li>◆ 役員選出においては、地区委員、子供会育成会の(正)(副)委員は、経験上のランク分けをします。副は補助的役割の位置づけのため、経験をカウントしません。</li> <li>◆ 互選の方法は、原則、くじ引き又はじゃんけんとします。</li> </ul> <p>(細則第4条第3項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 運営委員会は、候補者のPTA活動履歴(役員、各種委員の経験)に誤りがないかを確認します。(毎年、会員の履歴一覧表を更新する)</li> <li>◆ 運営委員会は、選出された候補者が、社会通念上に照らして、やむを得ないと判断する場合は、決定を見送ることができます。この場合は、次点の候補者を審議し、決定します。</li> </ul>
	要件	備考											
①	各種委員等の未経験者	地区委員(副)、子供会育成会委員(副)の経験は含めない											
②	各種委員長等の未経験者	各種委員の任期回数を考慮する。											
③	各種委員長等の経験者	各種委員長等の任期回数を考慮する。											

## 「PTA 役員および各種委員選出」の解説と運用

規約・細則（抜粋）	解説
<p><b>2. 各種委員の選出方法</b></p> <p><b>規約第 12 条</b></p> <p>1 各種委員は、毎年、各学年から 1 名ずつ選出する。ただし、<u>地区委員は各地区から 1 名または 2 名を選出する。</u></p> <p>2 各種委員の任期は、4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日の 1 年間とする。ただし、再選を妨げない。</p> <p>3 各種委員の選出基準は、別に定める「福東小学校 P T A 役員および各種委員選出基準」による。</p> <p>4 <u>各種委員は、原則として他の委員を兼任できない。</u>（ただし、地区委員（副）は除く）</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p><b>細則第 5 条</b></p> <p>次年度の各種委員は、次の手順で選出する。</p> <p>(1) 地区委員は、各地区の選出方法で選出する。</p> <p>(2) 学級三役は、各学年から選出する。<u>ただし、各地区の地区委員および子供会育成会委員の選出に配慮する。</u></p>	<p>(規約第 12 条第 1 項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地区委員は、各地区 1 名を基本とします。地区の事情にあわせて 2 名の選出も可とします。この場合、正・副委員の各 1 名とし、副委員は委員会（会議）の出席を要しません。</li> <li>※交通委員長は廃止し、本部役員が兼任します。</li> </ul> <p>(規約第 12 条第 4 項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 各種委員会の委員は、他の委員を兼任できません。（兼任した場合に各委員会の活動に支障があるため）</li> <li>◆ 子供会育成会委員（正・副）は、別組織のため規約上は兼任が可能です。共同活動が多いため、（正）は、できる限り各種委員の兼任は避けてください。</li> <li>◆ 地区委員（副）と他の委員の兼任は可とします。（学級三役の成り手を確保するため）</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>(細則第 5 条第 2 項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 選出順序は、学級三役が優先ですが、各地区で地区委員（正）、子供会育成会委員（正）の成り手がいなくならないように配慮してください。（副）</li> </ul>

## 「PTA 役員および各種委員選出」の解説と運用

規約・細則（抜粋）	解説														
<p>(3) 学級三役の選出方法は次のとおりとする。</p> <p>1) <u>立候補</u> 立候補者が多数の場合は、役員立会いのうえ、<u>立候補者間で話し合</u> <u>う。</u></p> <p>2) <u>互選</u> 立候補者が定数に達しない場合は、互選により候補者を選定する。互選は、下表の要件の順に、該当する正会員を対象とし、定数に達するまで行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">次年度の学年</th> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 35%;">1～5年生</th> <th style="width: 35%;">6年生</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">要件</td> <td style="text-align: center;">①</td> <td>学級三役の未経験者</td> <td>学級三役の未経験者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td>各種委員長等の未経験者</td> <td>各種委員長等の未経験者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③</td> <td>各種委員長等の経験者</td> <td>(免除)</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、要件①、②は、児童一子が在籍する期間の経験とする。 ※児童が複数いる会員の場合、長子（次子）のクラス委員の経験は、次子（長子）の経験には反映されない。</p> <p>(4) 学級三役の委員長は、次年度に第6学年になる正会員、副委員長は、次年度に第5学年になる正会員から選出する。<u>ただし、会長がやむを得ないと判断する場合は、他の学年から選出することができる。</u></p>	次年度の学年		1～5年生	6年生	要件	①	学級三役の未経験者	学級三役の未経験者	②	各種委員長等の未経験者	各種委員長等の未経験者	③	各種委員長等の経験者	(免除)	<p>は配慮不要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 子供会育成会委員は、規約上は兼任可能ですが、兼任はできる限り避けてください。</li> </ul> <p>(細則第5条第3項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 立候補者が多数で、候補者が話し合いで決定しない場合は、くじ引き、じゃんけんにより決定します。</li> <li>◆ 候補者の選定は、立候補によることが最も望ましいですが、決定しない場合は、互選によります。</li> <li>◆ 互選対象者は、公平性を配慮し、これまでの学級三役の委員の経験に応じてランク分けをします。(経験値が少ない会員ほど候補者に選定)</li> <li>◆ 上記のランク分けは、地区委員および子供会育成会委員の経験は含めません。</li> <li>◆ 学級三役の委員経験は、児童一子あたりでカウントします。たとえば、長子が在籍する学級で2回委員を経験したとしても、次子の学級の経験は0ということになります。</li> <li>◆ 毎年、役員会で全会員の委員履歴一覧表を作成します。</li> <li>◆ 互選の方法は、原則、くじ引き又はじゃんけんとします。</li> </ul> <p>(細則第5条第4項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 委員長、副委員長は、学校行事をある程度把握できている高学年(6年、5年生)からの選出とします。ただし、免除者多数などで該当者が不足する場合は、該当者を第4学年から選出できることとします。それでも不足</li> </ul>
次年度の学年		1～5年生	6年生												
要件	①	学級三役の未経験者	学級三役の未経験者												
	②	各種委員長等の未経験者	各種委員長等の未経験者												
	③	各種委員長等の経験者	(免除)												

## 「PTA 役員および各種委員選出」の解説と運用

規約・細則（抜粋）	解説
<p>(5) 地区委員長、地区副委員長は、(正) 委員から選出する。<u>選出方法は、立候補および互選による。</u></p> <p>(6) 子供会育成会委員の選出方法は、輪之内町子ども会育成協議会の定めによるが、<u>第6条第1項、第2項の免除規定は、適用する。</u></p> <p>(7) 地区委員の選出についての特記事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 規約第13条第1項に基づき、地区で正会員が不足する場合は、委員会の活動内容の全部または一部を<u>他の地区と統合して実施することができる。</u></li> <li>2) 前号の場合は、不足する地区の委員の選出を要しない。</li> <li>3) 前2号は、年度ごとに運営委員会で決議する。</li> </ol> <p>(8) 第1項から第5項で選出した各種委員、各種委員長の候補者について、<u>運営委員会で適任性を審議して決定し、次年度4月の定期総会の承認を得る。</u></p>	<p>する場合は、第3学年以降とします。</p> <p>(細則第5条第5項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地区委員長、地区副委員長は、正委員の中から選出します。</li> <li>◆ 地区委員長、地区副委員長の選出方法は、他の各種委員長と同様に、立候補によることが望ましいですが、該当者がいない場合は互選によります。</li> <li>◆ 互選の方法として、高学年の会員を対象としての選出が望ましいです。学校生活に全く不慣れな会員（長子で低学年）が選出されないように配慮してください。</li> <li>◆ 互選の方法は、原則、くじ引き、じゃんけんとします。</li> </ul> <p>(細則第5条第6項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ PTA 組織と関連性が強いいため、子供会育成会長の経験は、各種委員長と同様に扱います。</li> </ul> <p>(細則第5条第7項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地区の正会員が0人になった場合の特例です。</li> <li>◆ 前年までには0人になる事が判明すると考えられるので、運営委員会で地区の統合を検討します。地区の統合は、正会員が確保できるまでの時限措置とします。</li> </ul> <p>(細則第5条第8項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 運営委員会は、候補者のPTA活動履歴（役員、各種委員の経験）に誤りがないかを確認します。（毎年、会員の履歴一覧表を更新する）</li> <li>◆ 運営委員会は、選出された候補者が、社会通念上に照らして、やむを得ないと判断する場合は、決定を見送ることができます。この場合は、次点の候補者を審議し、決定します。</li> </ul>

## 「PTA 役員および各種委員選出」の解説と運用

規約・細則（抜粋）	解説
<p data-bbox="107 355 674 395"><u>3. 役員および各種委員の選出順序</u></p> <p data-bbox="107 475 259 515"><b>細則第3条</b></p> <p data-bbox="136 528 893 563"><u>次年度の役員、各種委員の選出順序は、次のとおりとする。</u></p> <ol data-bbox="147 576 633 703" style="list-style-type: none"><li>(1) 役員</li><li>(2) 学級三役</li><li>(3) 地区委員、(子供会育成会委員)</li></ol>	<p data-bbox="1151 528 1317 563">(細則第3条)</p> <ul data-bbox="1167 576 2136 703" style="list-style-type: none"><li>◆ 選出順序の詳細は、別紙「役員および各種委員選出手順書」参照</li><li>◆ 会員が不足する地区の地区委員、子供会育成会委員の成り手に配慮する事を除き、最優先は役員、次に、学級三役の順に選出してください。</li></ul>



## 【巻末資料】

## PTA役員および各種委員の選出手順表

役名 <small>(順位)</small>	定数	内定時期（行事）		対象会員	選出方法 <small>(順序)</small>	備考
1 役員	各年3名	4月	(総会日以降)  (学級懇談)	4,5年生	1 立候補者 2 各種委員等の未経験者 3 各種委員長等の未経験者 4 各種委員長等の経験者	※1 ※2 ※3
2 学級三役	各学年1名	6月	(家族学級)	1～5年生	1 立候補者 2 学級三役の委員の未経験者 3 各種委員長等の未経験者 4 各種委員長等の経験者	※3
		2月	(入学説明会)	福東こども園年長		
3  (委員長)  (副委員長)	各1名または2名	12月	(地区子供会)	各地区正会員	※各地区のルールによる	※4
	(うち1名)  (うち1名)	2月	(授業参観)	地区委員（正）	※立候補および互選	
参考 子供会育成会委員	各2名	2月	(適宜)	各地区正会員	※輪之内町子ども会育成協議会の規則による	

※1 対象者は、再来年度に児童が在籍する会員に限る。

※2 地区委員（副）、子供会育成会委員（副）は、未経験者として扱う。

※3 各地区の地区委員（正）、子供会育成会委員（正）の成り手がいなくならないように配慮する。

※4 各種委員と同様に、委員長、副委員長は高学年からの選定が望ましい。